

- ・以下の条項の下線部分を新設・削除いたします。

改定後	改定前
<p>1. <u>(条文削除)</u></p> <p>7. (手形、小切手の支払等) (中略)</p> <p>(3) <u>当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当行所定の払戻請求書を使用してください。</u></p> <p><u>(4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印のうえ提出してください。また、払戻しに際して、当行所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことはできません。</u></p> <p>12. (手数料等の引落し)</p> <p>(1) 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 (中略)</p> <p>17. (印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届書類に使用された印影(電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含まず)を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 (中略)</p>	<p>1. (反社会的勢力との取引拒絶) <u>この当座勘定は、後記 26.(3)各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記 26.(3)各号の一にでも該当する場合には、当行はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。</u></p> <p>8. (手形、小切手の支払) (中略)</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p> <p><u>(4) (新設)</u></p> <p>13. (手数料等の引落し)</p> <p>(1) 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 (中略)</p> <p>18. (印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届書類に使用された印影(電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含まず)を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 (中略)</p>

以上